

令和2年10月14日

学校体育館利用者の皆様へ

木津川市教育委員会社会教育課

木津川市立小学校及び中学校の体育館開放事業における
新型コロナウイルス感染防止対策について

学校体育館の開放事業は、学校教育に支障のない範囲で施設を開放して、地域住民の方にスポーツ活動の場を提供している事業となります。事業の継続のため、感染防止対策を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 学校体育館を利用する際の遵守事項

学校開放事業により学校体育館を利用する場合は、新型コロナウイルス感染症対策のため、別紙「学校体育館の開放事業の感染症防止策チェックリスト」の記載事項を遵守してください。

※検温、手洗い、スポーツ時以外のマスクの着用、換気等の実施など

2 利用者名簿・検温の実施について

利用団体の責任者は、学校施設の当日の利用者とその検温の実施を把握するため、別紙「木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒リスト」を利用日毎に記入してください。

3 施設の消毒について

学校施設使用後は、利用者においてアルコール消毒液（注①）を準備し、別紙「木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒リスト」を参考に、利用者が触れた箇所（体育館・トイレ等のドア、照明スイッチ、トイレの水洗レバー、使用した学校設備器具など）の消毒を実施してください。あわせて、別紙「木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒リスト」を利用日毎に記入してください。

（注①）アルコール消毒液は、有効性や器具の破損の恐れ等から、濃度70%以上90%以下のエタノールを使用すること。

4 「木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒リスト」の提出について

別紙「木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒リスト」は、利用日毎に作成して、利用日当日に次の①②のとおり提出してください。

- ①利用日当日に社会教育課へ表裏面の写真をメールで送信してください。
(メールアドレス: shakaikyoiku@city.kizugawa.lg.jp)
- ②利用日当日に学校(学校のポスト)へ原本を投函してください。

5 利用予約の取り消しについて

上記の遵守事項や施設の消毒、別紙「木津川市立小中学校体育館 利用者名簿・消毒リスト」が提出されない、不備があるなど感染防止対策を遵守していただけない場合は、学校児童・生徒や他の利用者への感染を防止する目的から利用許可を取り消します

6 開放事業の中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休校となった際は、開放事業も休止となりますのでご理解ご協力をお願いいたします。